

新型コロナウイルス感染症無料検査等支援補助金交付要綱

(通則)

第1条 新型コロナウイルス感染症無料検査等支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における検査促進枠交付金に係る実施要領（以下「実施要領」という。）及び岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 知事は、新型コロナウイルス感染症に対する感染対策と日常生活及び経済社会活動の継続の両立を図るため、ワクチン・検査パッケージ制度又は対象者全員検査及び飲食、イベント、旅行・帰省等の活動に際して陰性の検査結果を確認する民間の取組のために検査を必要とする無症状者、感染リスクが高い環境にある等のため感染不安を感じる無症状の県民等への無料検査（以下「無料検査」という。）を行う実施事業者に対して、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は次に掲げる経費のうち知事が必要かつ適当と認めるものとし、補助率及び補助限度額は別表のとおりとする。

- 一 無料検査の開始に当たっての初期投資に要する経費
- 二 無料検査の実施に要する経費

(対象事業者等)

第4条 本補助金の交付を受けることができる実施事業者及び事業については、実施要領に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、実施事業者又はその役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）が、次の各号のいずれかに該当する場合は、本補助金の交付を受けることができない。

- 一 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）
- 二 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
- 三 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(計画の提出)

第5条 第3条第1号の経費に係る本補助金の交付を受けようとする実施事業者は、当該経費を支出しようとするときは、あらかじめ検査体制整備計画書（様式第1号）を知事に提出し、その確認を受けなければならない。

(計画の確認)

第6条 知事は、前条の規定による検査体制整備計画書の提出があった場合に、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該実施事業者に対し検査体制整備計画に係る確認通知書(様式第2号)によりその旨を通知するものとする。

(計画の変更)

第7条 前2条の規定は、前条の規定による確認を受けた計画の変更について準用する。

(交付申請)

第8条 実施事業者が、本補助金の交付を受けようとするときは、四半期(4～6月、7～9月、10～12月、1～3月)ごとに、新型コロナウイルス感染症無料検査等支援補助金交付申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。ただし、第3条第1号の経費に係る本補助金の交付については、この限りでない。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、実施事業者は、書面によりあらかじめ知事に申し出て、その承諾を得た場合は、各月ごとに申請書を知事に提出することができる。
- 3 第1項本文及び前項の交付申請書は、当該四半期終了後10日以内(前項の規定により各月ごとに提出する場合は、翌月10日まで)に知事に提出しなければならない。当該期限が、閉庁日であるときは、その翌開庁日を期限とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、第4四半期(1～3月)又は3月分については、3月31日を期限とする。

(交付決定及び額の確定)

第9条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合に、その内容を審査し、適当と認めるときは、本補助金の交付決定及び額の確定を行い、当該実施事業者に対し新型コロナウイルス感染症無料検査等支援補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(補助金の支払)

第10条 前条の規定による通知を受けた実施事業者(以下「補助事業者」という。)は、新型コロナウイルス感染症無料検査等支援補助金請求書(様式第5号)により速やかに知事に対し本補助金の支払を請求するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により適正な請求書の提出があったときは、速やかに当該補助事業者に対し本補助金を支払わなければならない。

(指示事項の遵守)

第11条 実施事業者は、報告を求めるなど本補助金の交付に関し知事が必要な指示をした場合は、これに従わなければならない。

(補助金の返還)

第12条 知事は、補助事業者がこの要綱又は実施要領の規定に違反したと認めるときは、

補助事業者に対し、交付した本補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 2 前項の場合において、補助事業者は速やか本補助金の返還に応じなければならない。
(財産の管理及び処分)

第13条 補助事業者は、本補助金により取得し、又は効用を増加させた不動産、設備その他の財産（取得価格の単価又は効用の増加額が50万円（消費税及び地方消費税を除く。）未満のものを除く。）を本補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、財産処分承認申請書（様式第6号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産がその耐用年数を経過している場合は、この限りでない。

- 2 前項本文の場合において、当該財産を処分することにより補助事業者が得る利益を返還させる等必要があると認めるときは、知事は、交付した本補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。この場合において、補助事業者は速やかに本補助金の返還に応じなければならない。

- 3 補助事業者は、補助事業完了後も本補助金により取得し、又は効用を増加させた財産を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 4 補助事業者は、本補助金により取得し、又は効用を増加させた財産について、台帳を設け、当該財産の保管状況を明らかにしておかなければならない。

(補助事業の経理)

第14条 補助事業者は、補助事業の経理について他の事業の経理と明確に区分し、その収支を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(仕入控除税額の報告)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に本補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第7号）により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全部又は一部を県に納付させることができる。

- 3 前項の場合において、補助事業者は速やかに当該金額を納付しなければならない。

(経由)

第16条 知事は、この要綱に定める申請書等の提出、通知書等の送付等について、知事が指定する者を経由させることができるものとする。

(その他)

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助事業の内容		補助率	補助限度額
無料検査の開始に当たっての初期投資に要する経費 ※1、2		10/10	1事業所あたり 1,300,000円（税込）
無料検査の実施に要する経費			
(1) PCR検査等	検査1回あたり①+②の合計額 ①検査キット原価 （キット代、検査費用、送料等を含む。） 7,000円（税込） ※令和4年6月30日までに仕入れたものは、8,500円（税込）（医療機関が他の機関に検査を委託した場合を含む） ※医療機関においては、令和3年12月30日までに仕入れたものは、8,500円（税込）、令和3年12月31日以降に仕入れたものは、7,000円（税込）（他の機関に検査を委託した場合を除く） ②各種経費等 一律3,000円（税込）		
(2) 抗原定性検査	検査1回あたり①+②の合計額 ①検査キット原価（キット代） 1,500円（税込） ※令和3年12月30日までに仕入れたものは、3,500円（税込）、令和4年3月31日までに仕入れたものは、3,000円（税込） ②各種経費等 一律3,000円（税込）		

※1 検体採取の実施場所として、以下の事項に適合する場所を確保すること。

- ・受検者の自己採取等に支障のないよう他の場所と明確に区別すること。
（パーテーション等による検体採取時のみの一時的な区別でも差し支えない。）

- ・当該実施場所において同時に検体採取を実施する受検者の有無・人数も踏まえ、一定の広さを確保すること及び受検者のプライバシーに配慮していること。

（受検者同士が適切な距離をとることができ、また、受検者と検査管理者の間に十分な距離（抗原定性検査の場合は、2メートルを目安とする。）を確保するかガラス窓のある壁等により隔たりを設けていること。なお、必ずしも検査ブースを2以上設ける必要はない。）

- ・十分な照明が確保されているとともに、換気が適切に行われていること。

※2 次の費用は対象外となる。

- ・用地の取得費用、貸付金、保証金
- ・本事業の実施に関連しない費用